

時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示の 適用開始に向けた周知について

〔 第13回トラック輸送における取引環境・労働時間改善埼玉県地方協議会 〕

厚生労働省 埼玉労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 時間外労働の上限規制と改正改善基準告示の概要

H30.6 働き方改革関連法成立

- ・ 時間外・休日労働時間の上限規制
- ・ 年5日の年次有給休暇の取得義務
- ・ 勤務間インターバル制度導入の努力義務 等

H31.4 働き方改革関連法の施行（一部を除く）

R2.4 中小企業への時間外・休日労働時間の上限規制の施行

R5.4 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引き上げ（50%）の施行

現在

R6.4 適用猶予業種への時間外・休日労働時間の上限規制の施行

- ・ 建設業
- ・ 自動車運転の業務
- ・ 医師 など

自動車運転の業務に係る時間外労働の上限規制

特にトラックドライバーでは長時間労働の背景に、取引慣行上の問題が見られる

(例) 速やかな荷物の配達を依頼されることによる長時間の運転

(例) 荷物の積みおろしの際に発生する長時間の待機

(例) 荷物の積みおろしに伴う荷役作業

法改正前

上限なし



法改正後

※2024年4月から適用開始

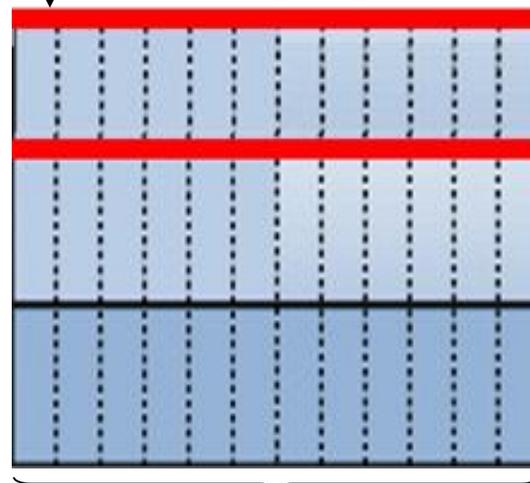
(原則)
法律による上限
✓月45時間
✓年360時間

特別条項

限度時間

法定労働時間

(例外)
法律による上限 **年960時間**



1年間 (12か月)

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用される

改正改善基準告示の概要

○ 主な改正内容

<1日の休息期間>

【現行】 継続8時間以上

【改正後】

継続**11時間**以上とするよう努めることを基本、**9時間**を下限

※ 宿泊を伴う長距離の場合は、**8時間下限が週2回**まで可。

その場合、運行終了後**12時間**以上を確保

<1日の拘束時間>

【現行】 13時間以下最大16時間、15時間超は週2回以内

【改正後】

13時間以下最大**15時間14時間超は週2回までが目安**

※ 長距離・泊付きの場合は、**16時間が週2回**まで可

<年・月の拘束時間>

【現行】 293時間以内など

【改正後】

(原則) **年3,300時間以内かつ月284時間以内**

(例外) **年3,400時間以内かつ月310時間以内**

※ **1か月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める**

<その他>

・予期しえない事象に遭遇した場合の特例 (新設)

令和6年4月~適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 3,516時間	改正前(月換算) 原則: 293時間 最大: 320時間	改正前 継続8時間
改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	改正後 原則: 284時間 最大: 310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間を確保

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
http://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚生省 改善基準告示 検索

詳しくは
画面へ

2 埼玉労働局における周知のための取組

令和5年度の埼玉労働局の取組について①

説明会の実施

令和6年4月から、時間外労働の上限規制と改正改善基準告示が適用が開始されることを踏まえ、労働局・労働基準監督署において道路貨物運送事業者を対象に時間外労働の上限規制及び改善基準告示の改正内容を主とする説明会を実施。

令和5年度実績：埼玉県トラック協会主催の説明会や労働基準監督署の労働時間等説明会 等
計43回 957事業場（令和6年2月末速報値）

労働基準監督署の労働時間相談・支援班の取組

中小企業事業主向けに労働時間制度の見直しや時間外労働削減に向けた取組について、訪問支援や個別相談を実施。

令和5年度実績：訪問支援345事業場（うち道路貨物運送業36事業場）（令和6年2月末速報値）

労働時間適正化指導員による個別訪問

運輸交通業を中心に事業主や労務管理担当者に労働基準関係法令の理解を深めていただくことやドライバーの労働条件等の改善のための取組を自主的に行っていただくことを目的として、労働時間管理適正化指導員による個別訪問を実施。

令和5年度実績：24事業場（うち道路貨物運送業13事業場）（令和6年2月末速報値）

令和5年度の埼玉労働局の取組について②

労働局長のベストプラクティス企業訪問

令和5年11月27日、「過労死等防止啓発月間」における「過重労働解消キャンペーン」の一環として、久知良埼玉労働局長が團村埼玉運輸支局長と合同で、県内の時間外労働削減や社員の定着率向上など働き方改革に積極的に取り組んでいるベストプラクティス企業を訪問しました。

<訪問企業の概要>

トーエイ物流株式会社（所在地：埼玉県久喜市菖蒲町三箇379）

代表者：代表取締役社長 遠藤 長俊

設立：昭和38年

社員数：529名（令和5年10月現在）

事業内容：運送業（一般貨物）、倉庫業、梱包事業、流通加工業



働き方改革の取組概要

【取組1】倉庫管理システム（WMS）など**DX化の推進による時間外労働の削減**

【取組2】荷主企業（取引先）の協力による**ドライバーの荷待時間を削減**

【取組3】新入社員等の研修を充実、育成に力を入れて、**社員の定着率を向上**

詳細は埼玉労働局のHPへ



<時間外労働の実績（一人当たり月平均）>

⇒ 2014年度 月平均43.5時間
2023年度 月平均**18.5時間**



労働局長、運輸支局長と若手社員との意見交換の様子



ハンディーターミナルを用いた倉庫作業の説明を受ける様子

荷主特別対策チーム

- 令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を開始しました。

荷主特別対策チームの概要

1.トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています

「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。

2.労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

3.都道府県労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスをを行います。

4.長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。



厚生労働省
埼玉労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和4年12月23日(金)
【照会先】
埼玉労働局労働基準部監督課
監督課長 櫻村 竜太
主任監察監督官 生木谷 忠司
電話番号 048-600-6204

改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました
～埼玉労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～

厚生労働省は、本日、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号））を改正（※）しました。※適用は令和6年4月1日。

トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、埼玉労働局（局長 久知良 俊^{（注）}）では、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

埼玉労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

【荷主特別対策チームの概要】

- **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています**
「荷主特別対策チーム」は、埼玉労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します**
県内の労働基準監督署（8署）が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- **埼玉労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます**
埼玉労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスをを行います。
- **長時間の荷待ちに関する情報を収集します**
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

※URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html

1

※ URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html

「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）



Press Release

報道関係者 各位

令和5年10月6日
【照会先】
労働基準局 監督課
課長 竹野 佑喜
副主任中央労働基準監察監督官 小川 裕由
(代表電話)03(5253)1111 (内線 5427)
(直通電話)03(3502)5308

「荷主特別対策担当官」は「トラックGメン」による 発着荷主等に対する「働きかけ」等に参加します

～「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化～

厚生労働省は、令和4年12月23日に都道府県労働局において「荷主特別対策チーム」を編成し、「荷主特別対策担当官」を中心に、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行っています。

一方、国土交通省では、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「トラック法」といいます。）に基づく発着荷主等への「働きかけ」等が行われてきたところですが、新たに本省・地方運輸局・運輸支局に「トラックGメン」が設置され、発着荷主等への監視体制の緊急強化が図られました。

厚生労働省では、トラックGメンの設置に伴い、国土交通省との連携を強化し、トラック運転者の労働条件の改善と取引環境の適正化に努めてまいります。

【トラックGメンの設置に伴う国土交通省との連携強化の概要】

■ 発着荷主等の情報を国土交通省に提供します

トラックGメンによる働きかけ等の対象選定に活用されるよう、厚生労働省ホームページ「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた発着荷主等の情報や労働基準監督署が監督指導時に把握した情報に加え、労働基準監督署が要請を実施した発着荷主等の情報を、広く国土交通省に提供します。

■ 「荷主特別対策担当官」が、トラックGメンによる「働きかけ」等に参加します

地方運輸局・運輸支局のトラックGメンが、長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる発着荷主等に対して実施する働きかけ等に、荷主特別対策担当官も参加します。

■ 労働基準監督署は、発着荷主等への要請の際、「標準的な運賃」も周知します

労働基準監督署が、発着荷主等に対する要請の際、標準的な運賃（※）も併せて周知します。
※トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものを。

（別紙1） 「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化

（別紙2） 発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット「STOP！長時間の荷待ち」

「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことの周知を開始しました。（「標準的な運賃」の周知）

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット 「STOP! 長時間の荷待ち」

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP!
長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討**をお願いします。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

発着荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへお願い

- 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう**
トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**
取り組み例
 - ・納品時間の指定を柔軟にする
 - ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
 - ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
 - ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
 - ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人 全日本トラック協会 (2019/08))
- 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう**
発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守る着時刻などを設定しましょう。**
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**


改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。
- 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう**
トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**


「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いいたします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。



持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださますようお願いいたします。



国土交通省「トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました」

令和5年10月～
「標準的な運賃」についても周知

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

- 運送事業者、荷主等に向けて、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」や、上限規制、改善基準告示などに関する情報発信を行うポータルサイト。

自動車運転者の長時間労働改善に向けたさまざまな情報を発信します！

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック・バス・タクシーなどの運転者は、物流や生活交通を支える存在です。一方で、こうした自動車運転者は、業務の特性や取引上の慣行などから、労働時間が長くなる実態が見られ、働く方の健康と安全を守る働き方改革が急務です。本サイトでは、2024年（令和6年）4月からの自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に向けて、皆さまの働き方改革に役立つ様々な情報を発信していきます！！



● トラック運転者



<主な掲載情報>
改善基準告示特設ページ
改善事例
特別相談センター
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしてみよう)

● バス運転者



<主な掲載情報>
改善基準告示特設ページ
改善事例
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしてみよう)

● ハイヤー・タクシー運転者



<主な掲載情報>
改善基準告示特設ページ
改善事例
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしてみよう)

掲載コンテンツ

● 改善基準告示特設ページ（トラック、バス、ハイヤー・タクシー毎に掲載します）

2024年（令和6年）4月から自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に合わせて、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）が新しくなります

改善基準告示とは？

改善基準告示が何のために制定されたか？、制定の経緯は？、改正の詳しい推移は？、などを掲載しています！

改善基準告示のポイント

改善基準告示関係資料

改善基準告示の改正内容について、トラック、バス、ハイヤー・タクシーそれぞれのポイントを掲載しています！

改善基準告示のQ&A

2024年（令和6年）4月以降の改善基準告示について、Q&A形式で解説！

改善基準告示の告示全文や、関連通達を掲載！

● 改善事例

改善事例では、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）の長時間労働改善に向けた事業者の取組をご紹介します。



- ・社内制度や勤務体制等の改善事例
- ・ITの活用による改善事例
- ・人材確保・育成等による改善事例
- ・その他の取組事例 etc



● 情報いろいろ宝箱

情報いろいろ宝箱では、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）の長時間労働の改善に活用できるさまざまな情報や、トラック、バス、ハイヤー・タクシーをご利用される皆さまに知っていただきたい情報を掲載しています。



- ・利用者の皆さまへ
- ・事業者の皆さまへ

● 各種統計

(運転者の仕事をしてみよう)

各種統計（運転者の仕事をしてみよう）では、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）の労働時間や賃金、女性運転者の状況等、さまざまな統計情報を掲載しています。



- ・有効求人倍率、平均年齢、女性の進出状況、年間労働時間、年間所得、etc

● 改善ハンドブック

改善ハンドブックでは、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）の労働時間管理の考え方や、改正改善基準告示のポイント解説、長時間労働改善に向けた事業者の取組例、関係法令、各種情報サイトや助成金の情報を掲載しています。



国民向け周知広報について（令和5年6月28日～）

- 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者、建設の事業等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用されます。
- 上限規制の円滑な適用に向けては、国民の理解や社会的な機運の醸成も不可欠。このため、令和5年6月以降、自動車運転の業務、建設の事業に関して、国民向けの広報を順次実施。

【イメージキャラクター】小芝風花さん（俳優）



国民向け広報内容（PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など）

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。
（例：再配達の削減など）



PRイベント（6月28日開催）

加藤前厚生労働大臣、斉藤国土交通大臣がご出席。



動画のポイント（知っていただきたいこと）

- トラックドライバーは、自動車運転の業務の中でも、特に労働時間が長い業務であり、大型トラックでは全産業平均と比べて、年間労働時間が400時間程度長い状況にあること。
- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっており、荷主の立場から何も対策をしなければ、2024年度には約14%、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性があると言われていること。
- トラックドライバーが決められた時間内で効率よく業務を行えるよう、荷主の方にも、トラック事業者等から待ち時間のことなどで相談があれば、協力して問題解決に取り組み、待機時間の削減等にご協力をいただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。

トラック・バス・タクシー業に携わるみなさまへ

暮らし、
はたらき、
ともに
ススメ！

自動車運転者にも
2024年
4月
から

時間外労働の
上限規制が
適用されます

改善義務
告示も改正
されます

働き方改革を進めましょう！詳しくは特設サイトへ！

厚生労働省 国土交通省

はたらきかたススメ

働き方改革推進支援センター

働き方改革推進支援センターの取組

- 就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置。

埼玉働き方改革推進支援センター

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① **長時間労働の是正**
- ② **同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善**
- ③ **生産性向上による賃金引上げ**
- ④ **人手不足の解消に向けた雇用管理改善**

例えば、
以下のようなことを
総合的に検討して支援！

- ・弾力的な労働時間制度
- ・業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・利用できる国の助成金

働き方改革推進支援センター
(47都道府県に設置)

出張所

商工会議所・商工会、中央会等で、
セミナーの開催や出張相談会を実施

▶ 電話・メール、来所による相談
(労働時間制度、賃金制度等に
関する一般的な相談)

地域の商工会議所・商工会等

▶ 身近な場所での、セミナーや
出張相談会への参加

▶ ご希望に応じて、労務管理・企業経営
等の専門家が企業への個別訪問により
コンサルティングを実施
(就業規則や賃金制度等の見直し、労働
時間短縮 など)

中小企業等

令和5年度 埼玉労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

専業主、
労務担当者様 **ぜひ**

秘密
厳守
相談・
専門家派遣
無料

専門家に **ご相談**
ください!
(社会保険労務士等)

取組みはお済みですか？

- 生産性向上による賃金引き上げ
- 同一労働同一賃金
- 残業60時間超の割増賃金率引き上げ
- 育児・介護休業法改正
- パワーハラスメント防止措置
- 時間外労働の上限規制
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

相談方法

- ① 訪問コンサルティング
 - ② オンラインコンサルティング
 - ③ 電話・メール・来所
- オンラインでの
ご相談にも対応可能

「埼玉働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法の
内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、
男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療
と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレ
ワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に
向け、働き方改革を進める魅力ある企業に人材が集まるように支援
を行います。

埼玉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-729-055

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大隅ビル404
MAIL hk11@mb.langate.co.jp FAX 048-729-5783

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 埼玉

検索



働き方改革推進支援助成金

令和6年度当初予算案 **71億円** (68億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
○			

1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和4年度支給件数 5,789件 支給額 54億円

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される業種等については、他の業種と比べ労働時間が長い実態があることも踏まえ、引き続き支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

コース名	成果目標	助成上限額※1 (補助率原則3/4 (団体推進コースは定額))
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	建設事業	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②所定休日の増加 成果目標の達成状況に基づき、①～②の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250万円 ※2 ②4週4休→4週8休： 100万円 合計 350万円
	自動車運転の業務	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に10時間以上の勤務間インターバル制度を導入 成果目標の達成状況に基づき、①～②の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250万円 ※2 ②11H以上： 170万円 ※3 合計 420万円
	医業に従事する医師	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ③医師の働き方改革の推進 成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 250万円 ※2 ②11H以上： 170万円 ※4 ③ 50万円 合計 470万円
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る)	36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 月80H超→月60H以下： 250万円 ※2
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②年休の計画的付与制度の整備 ③時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 200万円 ※5 ② 25万円 ③ 25万円 合計 250万円	
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること 導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H： 100万円 ・11H以上： 120万円	
団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること 上限額： 500万円 複数地域で構成する事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合 上限額： 1,000万円	

- 助成対象となる取組(生産性向上等に向けた取組)：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む)、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組

(団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等)

※1 賃上げ加算制度あり(団体推進コースを除く)：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に15万円～最大150万円加算(5%以上の場合は、24万円～最大240万円加算)。(常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額が倍になる。)

※2 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減幅によって以下の助成上限額となること。(※5において同様)
月80H超→月60～80H：150万円/月60～80H→月60H以下：200万円

※3 10H～11Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額150万円
※4 9H～10Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額120万円、10～11Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額150万円
※5 月80H超→月60～80H：100万円/月60～80H→月60H以下：150万円